

テーマⅠ 核燃サイクル政策を問う

1-1 計画変更して六ヶ所再処理工場のしゅん工をなぜ急ぐのか（担当 永田文夫）

質問1) アクティブ試験を終了せずにしゅん工は認められないのではないか。

（原子力規制庁・内閣府への質問）

アクティブ試験計画書（平成19年9月）の「アクティブ試験の終了条件」に「アクティブ試験結果を評価することにより、しゅん工にあたって反映すべき安全対策等の有無について確認し、必要に応じ保安規定の変更、認可を得ていること。」と明記されている。使用済燃料を使用した総合試験であるアクティブ試験の終了報告書提出、そしてその評価をせずにしゅん工を容認することは20年間行われてきた総合実技試験をなおざりにする、安全軽視の姿勢であり容認できない。世界でも最も危険施設の運転試験であり厳重なる試験とその評価なしで「しゅん工」は許されないのではないか。見解を求めます。

規制庁専門検査部門：鈴木氏回答「質問1の1計画変更して六ヶ所再処理工場のしゅん工をなぜ急ぐのかということについてお答えします。まず再処理施設を使用するためには原子炉等規制法に基づきまして、新規制基準に適合する必要があります。原子力規制委員会は新規制基準に基づく審査結果を踏まえて令和2年7月29日に新規制基準の適合に関わる事業変更許可を行いました。続いて令和4年12月21日に第一回目の設計及び工事の計画いわゆる設工認と呼ばれているものですが、こちらの申請について認可を行っております。現在令和4年12月26日に申請のありました第2回目の設工認申請の審査を行っているところです。ご指摘にありました日本原燃が過去にしたアクティブ試験につきましては、新規制基準が施工される前の基準に基づいて使用前検査の受検に必要なデータを取得する目的で実施されております。このためわれわれとしては操作や試験の結果そのものを評価することを今のところ考えておりません。ちなみにアクティブ試験に関係する事項につきましては日本原燃から核燃料物質等の主要塔槽部も含めて関連する設備に対する使用前事業者検査の実施方針が示されることになるものと認識しておりまして、原子力規制委員会といたしましては示された対応方針について妥当性など厳格に確認して参る予定です。また仮のはなしですが審査が終了して審査中の設工認が認可された場合は日本原燃自らが行う使用前事業者検査において認可された設計及び工事の計画に従って工事が行われていること、及び新規制基準の技術基準に適合していることを確認するとともに使用前事業者検査に対する原子力規制委員会が行う検査により再処理施設がただいま申し上げました2つの判定基準に適合していることについて原子力規制委員会の確認を受ける必要があります。以上でございます。

永田：ご回答ありがとうございました。1つ目追加質問になりますがアクティブ試験というものは非常に実技試験としてこの超危険施設の最重要な実技試験として私たち受け止めて注目して参りました。最重要な実技試験として考えていましたがこの点についてはどうなのでしょう。お答えをお願いします。

鈴木：お答えいたします。アクティブ試験でやられていた検査事項については現在の基準においても関係するものがあるという認識でございますので過去の日本原燃が実施したアクティブ試験の中には現在の新規制基準でも関係するものがございますので一部のものについては当然必要なものと、安全上重要なものと認識しております。

永田：車の運転と例えたとおかしいかもしれませんが再処理工場はとんでもない大量の放射能を保有しており比較にはならないのですが車の運転でも実技運転試験がありますよね、それを通して初めて運転が認められるわけですね。とくにこの危険施設ですのでアクティブ試験をきちんと受けてパスすることになるのではと思いますが、そここのところの捉え方が甘すぎるのではないかと思います。つきましてもう一つですが、アクティブ試験、再処理規則6条の2の「性能の技術上の基準」というものがあります。あ、これは旧再処理規則です、性能の技術上の基準これはどういうことかといいますと廃液の処理とかウラン、プルトニウム回収が日本原燃の申請書通りになっているかどうかと、これがそうでなければ許可できないとする法律がありました。この基準が2013年にどういうわけか突然削除されてしまったのです。なぜ削除されたのでしょうか、もしおわかりでしたらお答えできませんでしょうか。

審査部門の〇〇：旧基準の6条の2の処理能力の基準が2013年に改定されたことについてのご質問ですが、ここの改定はまさに規制委員会ができたときにわれわれとして再処理規則〇〇としてその規則改正をする定義をして講じたとその理由ですけどこちらの新規制基準チームの検討基準に書かれていますしパブコメもしておりますけれども我々規制委員会ができたときに新規制基準規則ができたときに何を見ていくのかとしたときに、われわれは安全側に関するものにかんしては見ていきたいと思いますというところの定義で処理能力というよりは放出管理とか閉じ込め機能とか漏洩管理とかそういうところの基準を明確に定めるという形で整理され定義されたということで聞いております。

（聞き取りにくい）

永田：全くちょっと解釈がおかしいと思うのですが、現実にはやらずに非常に曖昧に適当に審査を甘くしていったと私は受け止めているのですよ。それはウ

ラン・プルトニウムの回収率だとかガラス固化の技術の能力が6条の2をクリアできないことで削除したのではないのでしょうか。削除することにより非常に甘くなってしまいまして、増田社長はこのガラス固化の要求がないとしてアクティブ試験全くなしでしゅん工しようとおっしゃってます。6条の2を削除したのはとんでもない原子力村を付度した暴挙だと思っております。アクティブ試験の報告書の中には質問に書いたようにアクティブ試験を終えそのデータを活かししゅん工になる、したがってそれを厳重に守ってほしいアクティブ試験をいい加減に終わらせないできちっと最後までまだ残っている試験BWRの廃液のガラス固化試験などまだ終わっていません、それをきちっと終わらせて報告書をださせ審査しパブコメを次にしゅん工それが正しいやり方、安全重視するやり方ではないか、ここは規制庁にもどって、みなさんへお伝えくださいお願いします。20年やってきたアクティブ試験を全然審査しないで終わらせることはありません。この質問については終わりたいと思います。

質問2) 再処理工場の耐震は大丈夫か

- ① 建設当時 375 ガルの基準地震動で作られた再処理工場の主要工程はアクティブ試験で汚染され人が近づけなくなっているが、耐震補強とその評価が厳重になされているのか。
- ① 2018年4月再処理工場の敷地で想定される最大級の揺れである基準地震動700ガルに変更されている。2020年4月内閣府中央防災会議は日本海溝巨大地震時(Mw9.1)に六ヶ所村は震度6強(気象庁830~1500ガル)と想定している。再処理工場はこの地震に耐えるのか、基準地震動の見直しをすべきでないか。見解を求めます。

審査部門及川:「①設計当時の375ガルの基準地震動で作られた再処理工場の主要工程はアクティブ試験で汚染され人が近づけなくなっている耐震補強とその評価が厳重になされているのか」というご質問に対してご回答させていただきます。現状です。再処理工場の基準地震動はみなさんご存知のとおり、新規制基準により見直されたということにより現在実施している設工認の申請の審査の中で、ここで書かれている汚染されて人が近づけなくなった区域を含めて設工認の対象になっている機器配管全ての耐震性についての評価確認を進めているところです、今4月1日に原子力規制委員会にご報告させていただきましたが設工認の審査自身は7割、8割は審査は事業者の説明は終わっているところですが、その残っているところの一つがまさにこの耐震の関係でございます。そういう意味ではこれからです。大体月に1回程度審査しそのところでまさにみなさんのおっしゃっているような機器や配管の耐震性の評価について議論進められるというような状況でございます。実際に設工認の対象になっている機器配管ですけれどもたとえば大体機器1900くらいと配管15000くらいがそれが対象になっていると、これらの対象と機器配管に対して今事業者のほうで耐震性に対する耐震計算しているところでございまして、これが今後審査会において議論されるというような状況になっているということです。

審査部門〇〇:②のほうは地震の想定ということでご質問いただいております。こちらですけれども審査においては日本海溝と対馬海溝沿いの巨大地震対策検討ワーキンググループの報告書に示されている検討モデルと許可をしているもののモデルと比較してした結果この内閣府のM9.1の地震について基準地震動を超えることはない判断してございます。なお震度と加速度との関係についてなんですけれども気象庁のHPによると計測震度の計算には加速度の大きさの他に揺れの周期とか継続時間も考慮するというのがございますので最大加速度が大きな場所が震度も大きくなるということは限らないと。また震度間の地盤や地形などにより異なるとの記載がHPにございます。このように直接的に震度と加速度とは対応する値ではないということでございます。昨日もいまお配りいただいたような図にあるエリアの地震も含めて審査の中では取り組まれた形で評価できているというふうに規制庁としては確認しております②については以上です。

永田:時間がなくなり一つだけ、お手元の先ほど配布しました資料をご覧ください。右側が3.11のM9.0の地震のときの各測定点の加速度の分布図です。茶色の加速度は1000ガル以上です。左側は昨年12月8日の青森県東方沖M7.5地震の図です。内閣府はM9.1を想定していますが、3.11地震の分布図を12月8日のところに震源を移動させると北海道・青森・岩手沿岸内陸ははみな1000ガル以上の茶色になると予想されますよね。この図をみると素人でも六ヶ所再処理工場の最大の地震動が700ガルということはおかしいと常識的に気づくことだと思います。これは実際の地震のデータです。だから基準地震動を見直してほしいと時間がないのでこれで終わります。(内閣府担当官も見えていますが時間がないのでコメントもらえず)

2026年4月21日（火）院内集会第一部ヒアリング集会 回答に関わる追加質問です。

テーマ I 核燃サイクル政策を問う

1-1 計画変更して六ヶ所再処理工場のしゅん工をなぜ急ぐのか （担当 永田文夫）

質問1）アクティブ試験を終了せずにしゅん工は認められないのではないか。 の回答への質問

追加質問1 回答「アクティブ試験につきましては、新規制基準が施工される前の基準に基づいて使用前検査の受検に必要なデータを取得する目的で実施されております。このためわれわれとしては操作や試験の結果そのものを評価することを今のところ考えておりません。」とのことです。

ではアクティブ試験の総合終了報告を求めず、その評価もしないということと理解してよろしいのですね、では「アクティブ試験の操作や試験の結果（処理能力）等」はどの省庁で評価が行われるのでしょうか。日本原燃のアクティブ試験計画書の終了条件で「試験終了後にしゅん工」とされていたものをしないということは、人々へ公開した約束を反故にする行為であり許されないのではありませんか。説明をお願いします。*「六ヶ所再処理工場の概要」2022.8.23 日本原燃の41頁にもアクティブ試験と新規制基準対応終了後に「しゅん工」となっています。

旧再処理規則6条の2（性能の技術上の基準）の二、六、七については削除後他のどの規制法のどの条項で担保されているのでしょうか。もし担保されていないのならばその理由の説明をお願いします。*仮に「七」のせん断された425トンについて、プルトニウムの回収率が日本原燃申請書98.2%を下回る場合は未回収のプルトニウムがどこにどのような形で存在するのかが大問題になるはずです。

質問2）再処理工場の耐震は大丈夫か の回答への質問

① 追加質問 なし

② 追加質問1：回答「日本海溝と対馬海溝沿いの巨大地震対策検討ワーキンググループの報告書に示されている検討モデルと許可をしているもののモデルと比較した結果この内閣府のM9.1の地震について基準地震動を超えることはないと判断してございます。」とのことでした。

このモデルについて内閣府中央防災会議の使用したモデルは統計的グリーン関数法と聞いております。一方日本原燃の使用モデルは経験的グリーン関数法と回答を得ています。内閣府M9.1、統計的グリーン関数法、日本原燃はM9.0で経験的グリーン関数法を使用しています。

内閣府M9.1は日本原燃M9.0より1.4倍のエネルギー放出になります。さらにモデルは別のモデルを使用して求めたパラメータを比較しているのではないですか、この確認をお願いします。これが間違いでなければ異なったMとモデルを使用して求めたパラメータを比較し日本原燃700ガルの現基準地震動で安全が確保できるとすることは非科学的比較でありごまかしではありませんか。見解を求めます。

追加質問2：当日配布しました「2025.12.8の青森県東方沖地震M7.5と2011.3.11東北地方太平洋沖地震M9.0時の各測定点での最大加速度分布図」（防災科研）をご覧ください。内閣府は六ヶ所沖約90kmで日本海溝大地震M9.1を想定し、その際六ヶ所は震度6強としています。3.11の図から牡鹿半島から120km離れた震源M9.0による地震で宮城、福島、茨城県の沿岸内陸とも1000ガル以上を記録していることがわかります。したがって12.8の青森沖地震震源地でM9.1の地震が起これば北海道、青森、岩手の沿岸内陸でも同様に少なくとも1000ガル以上が想定されることは誰もが見てわかることではないでしょうか。しかし、六ヶ所村の日本原燃敷地の最大地震動（基準地震動）が700ガルとは。保有放射能からみて超危険施設の再処理工場がこのような超過小評価であることは明らかだと思われまます。福島原発事故の津波教訓に学び、六ヶ所再処理工場も重大事故を防ぐため基準地震動を見直すべきではないでしょうか。ご見解をお願いします。（念のために配布資料を添付します。）